(目的)

- 第1条 この要綱は、市内において地方裁量型認定こども園を設置している者 (以下「設置者」という。)に対し、地方裁量型認定こども園運営費補助金(以 下「補助金」という。)を交付することにより、地方裁量型認定こども園の費 用負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。
  - (定義)
- 第2条 この要綱において「地方裁量型認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)第1の3で定める保育機能施設をいう。

(交付の要件)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる設置者は、次に掲げる要件を満たさ なければならない。
- (1) 市長が子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第27条第1項の施設型給付費の支給に係る施設として確認する地方裁量型 認定こども園の設置者であること。
- (2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「保育認定子ども」という。)に係る利用定員(同法第31条第1項の規定に基づき定めたものに限る。以下同じ。)の数が20人以上であること。
- (3) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育を提供する日(土曜日を除く。) において、1日につき11時間以上の特定教育・保育の提供を行うこと。 (交付対象等)
- 第4条 補助金の交付の対象となる費用、補助金の算定基準及び補助金の額は、 別表第1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者(以下「申請者」という。)は、 別表第2に掲げる日までに船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付 申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。この場合において、別表第3に掲げる費用に係る申請にあっては、同表に定める書類を添付しなければならない。

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市地 方裁量型認定こども園運営費補助金交付請求書(第3号様式)により速やかに 市長に請求しなければならない。

(交付の時期)

第8条 前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

(報告の義務)

第9条 補助金の補助事業が完了した設置者は、補助金の使途を明確にするため、 補助事業が完了した日から起算して 20 日を経過する日又は補助金の交付決定 に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに船橋市地方裁量型 認定こども園運営費補助金実績報告書(第4号様式)により市長に報告しなけ ればならない。

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、前条に規定する 書類の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容 に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべ き補助金の額を確定し、その旨を船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金 確定通知書(第5号様式)により当該設置者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の 交付を受けた設置者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又 は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第12条 補助金の交付を受けた設置者は、消費税及び地方消費税の申告により 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入 控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市地方裁量型認定こども園運営費補 助金消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、補助事業が完了した日 の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを 返還しなければならない。ただし、消費税額及び地方消費税額を補助金の交付 の対象となる費用に含めないで第9条の規定による実績報告を行った場合に は、この限りでない。

(財産の処分の制限)

- 第13条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。(関係書類の整備)
- 第14条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間整備しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで整備しておかなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(交付対象等の特例)

2 令和7年度に限り、別表第1の4の項の規定は適用せず、予備保育士の雇用 に要する費用に係る補助金の算定基準及び補助金の額は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、 平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度分までの 補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、 平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの 補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱(別表第4の改正規定を除く。)による改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の

補助金について適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の 例による。

3 改正後の別表第4の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱(別表第4の改正規定を除く。)による改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度分までの補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の別表第4の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱(別表第4の改正規定を除く。)による改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用し、令和3年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の別表第4の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱(別表第4の改正規定を除く。)による改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用し、令和4年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付 要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用し、令和5年 度分までの補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付 要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の補助金について適用し、令和6年度 分までの補助金については、なお従前の例による。

### 別表第1

	区分	補助金の算定基準			補助金の額
1	職員の処	毎月 1 日在職の正規	ア	保育士	正規職員 1 人当たり
遇[	向上に要す	職員の数	イ	保健師	月額 35,100 円
るを	費用		ウ	助産師	
			工	看護師	
			オ	准看護師	

	1	ı	ı	
		カ	理学療法士	
		キ	作業療法士	
		ク	言語聴覚士	
		ケ	栄養士又は管理栄	正規職員 1 人当たり
		養士		月額 27,000 円
		コ	事務長	正規職員 1 人当たり
		サ	事務員の職務に従	月額 20,610 円
		事	する者	
		シ	アからサまで、ス及	
		びセ	に掲げる者のほか、	
		保育	に従事する者	
		ス	調理員の職務に従	正規職員 1 人当たり
		事	する者	月額 19,130 円
		セ	用務員の職務に従	
		事	する者	
	期末手当の支給月1日	日在耶	畿の正規職員の数	正規職員1人当たり
				1 回目支給分 47,720
				円 2 回目支給分 49,8
				40円(期末手当が年
				1回支給される場合
				は、97,560 円)
2 延長保育	延長保育事業の実施に	こつし	ヽて(令和6年4月	別表第 4 による額以
事業に要する	1 日付けこ成保第 225	5 号)	別紙延長保育事業	内
費用	実施要綱4(1)④イ			
3 児童の処	毎月1日在籍の市内に	こ在信	主する児童の数(保	総児童分
遇向上に要す	育認定子どもに限る。	)		児童 1 人当たり月額
る費用				1,150 円
				年齢別
				3 歳未満児 1 人当た

り月額 3,600 円 歳以上児 1 人当たり 月額 1,350 円

4 予備保育||毎月1日現在において特定教育・保育等に要||正規職員1人当たり |士の雇用に要ける費用の額の算定に関する基準等の実施上|月額203,800円以内。 する費用

|の留意事項について(令和5年5月19日付||ただし、期末手当分 |けこ成保 38・5 文科初第 483 号) 別紙 3 に規|として、1 年につき、 定する充足すべき職員数を超えて雇用する正それぞれ月額の 4.5 規職員の保育士であって市長が認めるもの 3月分を限度に加算す 人以内 る。

毎月1日現在において特定教育・保育等に要 |する費用の額の算定に関する基準等の実施上 の留意事項について別紙3に規定する充足す |べき職員数を超えて雇用する正規職員の保育 士のうち市長が認めるものであって、1 歳児 及び2歳児5人につき保育士1人を配置する 場合に追加で必要となるものの数以内

用

障害児保海月 1 日在籍の障害児佑欄の正障害児保基本分 正規職員1 |育に要する費|(保育認定子どもに限規職員を|育に従事人当たり月額 る。) のための保育に従事配 置 す るする保育254,200 円以内。ただ する正規職員又は臨時的場合 士等

雇用職員の幼稚園教諭、 保育士、保健師、助産師、 看護師、准看護師、理学療 法士、作業療法士若しく は言語聴覚士(この項に おいてこれらの者を「障 害児保育に従事する保育 士等」という。)、子育て

|し、正規職員に係る 期末手当分として、1 年につき、それぞれ 月額の 4.6 月分を限 度に加算する。

加算分 1日につき8 時間を超える時間に ついて臨時的雇用職 圓(市長が認めるも

支援員若しくは児童指導員(この項においてこれらの者を「障害児保育に従事する子育て支援員等」という。)又は市長が認めるもの

のに限る。)を配置する場合は、(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、次に定める額のいずれかの額を加算する。

- (1) 障害児保育に 従事する保育士 等 当該臨時的 雇用職員 1 時間 当たり 1,645 円 以内かつ月額 176,000 円以内
- (2) 障害児保育に 従事する子育て 支援員等 当該 臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,460 円以内か つ月額 156,200 円以内

障害児保基本分 正規職員 1 育に従事 人 当 た り 月 額 する子育 236,400 円以内。ただ て支援員 し、正規職員に係る 等 期末手当分として、1 年につき、それぞれ 月額の 4.6 月分を限 度に加算する。

加算分 1日につき8時間を超える時間につき8時間を超時間ででは、10日間では、10日には、10日には、10日には、10日には、10日には、10日には、10日間では、10日にはは、10日にははは、10日にはは、10日にははは、10日にはは、10日にはは、1

- (1) 障害児保育に 従事する保育士 等 当該臨時的 雇用職員 1 時間 当たり 1,645 円 以内かつ月額 176,000 円以内
- (2) 障害児保育に 従事する子育て 支援員等 当該 臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,460 円以内か つ月額 156,200 円以内

右欄の臨障害児保臨時的雇用職員 1 時時的雇用商品で従事間当たり 1,645 円以職員を配する保育内かつ月額 452,300置する場士等 円以内

İ	l i			T		
		合	障害児保	臨時的雇用	用職員	1 時
			育に従事	間当たり	1,460	円以
			する子育	内かつ月	額 3	月額
			て支援員	401,500 ₽	円以内	
			等			
	障害児(法第19条第13	項第1号に	掲げる小	障害児 1	人当た	り月
	学校就学前子どもに限る。	)の数		額 65,300	円以内	可。年
				額 200,00	0 円以	内を
				加算する。		

# 備考

- 1 正規職員とは、市内の地方裁量型認定こども園で1日6時間以上、月20日以上勤務する者をいう。
- 2 臨時的雇用職員とは、市内の地方裁量型認定こども園で勤務する者のうち1 に掲げる以外の者をいう。
- 3 保育士とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 18 条の 4 に規定する者をいう。
- 4 保健師とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規 定する者をいう。
- 5 助産師とは、保健師助産師看護師法第3条に規定する者をいう。
- 6 看護師とは、保健師助産師看護師法第5条に規定する者をいう。
- 7 准看護師とは、保健師助産師看護師法第6条に規定する者をいう。
- 8 理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号) 第2条第3項に規定する者をいう。
- 9 作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法第2条第4項に規定する者を いう。
- 10 言語聴覚士とは、言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第2条に規定 する者をいう。
- 11 栄養士とは、栄養士法(昭和22年法律第245号)第1条第1項に規定する者をいう。

- 12 管理栄養士とは、栄養士法第1条第2項に規定する者をいう。
- 13 幼稚園教諭とは、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24 年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者 をいう。
- 1 4 障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)、身体障害者福祉法(昭和24律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年千葉県要綱)の規定により療育手帳の交付を受けた児童又は市長が認めた障害児をいう。
- 15 子育て支援員研修事業の実施について(令和6年3月30日こ成環第11 1号・こ支家第189号)の別紙子育て支援員研修事業実施要綱に規定する地 域保育コースの地域型保育の専門研修を修了した者をいう。
- 16 児童指導員とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年 厚生省令第63号)第21条第6項に規定する者をいう。

#### 別表第2

	区分	申請期限
1	職員の処遇向上に要する費用	1.2.3 月分 3月31日
		4.5.6 月分 7月 15 日
		7.8.9 月分 10 月 15 日
		10.11.12 月分 1月 15 日
2	延長保育事業に要する費用	3月31日
3	児童の処遇向上に要する費用	1.2.3 月分 3月31日
		4.5.6 月分 7月 15 日
		7.8.9 月分 10 月 15 日
		10.11.12 月分 1月 15 日
4	予備保育士の雇用に要する費	1.2.3 月分 3月31日
用		4.5.6 月分 7月 15 日

		7.8.9 月分 10 月 15 日
		10.11.12 月分 1月 15 日
5	障害児保育に要する費用	1.2.3 月分 3月 31 日
		4.5.6 月分 7月 15 日
		7.8.9 月分 10 月 15 日
		10.11.12 月分 1月 15 日

# 別表第3

	区分	添付書類
1	職員の処遇向上に要する費用	ア 職員名簿
		イ 保育士証、栄養士免許証、管理栄養士免許
		証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許
		証、准看護師免許証、理学療法士免許証、作業
		療法士免許証又は言語聴覚士免許証の写し
		注 2 回目以降の申請にあっては、職員に変
		更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を
		添付すること。
2	延長保育事業に要する費用	ア 延長保育実施状況報告書
		イ その他市長が必要と認める書類
3	障害児保育に要する費用	幼稚園教諭免許状、保育士証、保健師免許証、
		助産師免許証、看護師免許証、准看護師免許
		証、理学療法士免許証、作業療法士免許証、言
		語聴覚士免許証、子育て支援員研修修了証書
		又は児童指導員の資格(児童福祉施設の設備
		及び運営に関する基準第 43 条に該当するも
		の)を証明するものの写し
		注 2 回目以降の申請にあっては、職員に変
		更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を
		添付すること。

# 別表第4

延長時間区分	1事業所あたり年額	1日あたりの平均対象児童数		
30 分	600,000 円	1人以上		
1時間	1,760,000 円	3人以上		
2~3 時間	2,761,000 円	3人以上		
4~5 時間	5,804,000 円	3人以上		
6 時間以上	6,835,000 円	3人以上		

### 備考

- 1 対象児童数とは、1 1 時間の開所時間の前後の時間において、3 0 分延長にあっては1 5 分以上の時間、1 時間延長にあっては3 0 分を超える時間、2 時間延長にあっては1 時間3 0 分を超える時間、3 時間延長にあっては2 時間3 0 分を超える時間の延長保育を利用した児童の数をいう。
- 2 平均対象児童数とは、年間の延長時間区分における各週の最も多い利用児童 数をもって平均し、小数点以下第1位を四捨五入して得た数をいう。
- 3 複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。
- 4 事業期間が6か月未満の施設にあっては、該当する1事業あたり年額に2分 の1を乗じて得た額を補助金の額とする。

船橋市長 あて

施設名

所在地

代表者氏名

船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付申請書

地方裁量型認定こども園運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1. 申請金額
- 円 (月分)

- 2. 内訳 別紙のとおり
- 3. 添付書類

様

船橋市長

印

船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地方裁量型認定こども園運営費補助金の交付につ いて、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付します。 交付決定額

円

内訳

区分	交付金額

2. 交付しません。

理由

船橋市長 あて

施設名 所在地 代表者氏名

船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付請求書

地方裁量型認定こども園運営費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 円 (月分)

船橋市長 あて

施設名 所在地 代表者氏名

船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金実績報告書

年 月 日に交付決定を受けた地方裁量型認定こども園運営費補助金に係る 事業実施状況について別紙のとおり報告します。

消費税及び地方消費税の適用に関する事項

様

船橋市長

印

船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を 確定したので、通知します。

指	令	年	月	日	日	年	月	指令番号	船橋市指令第 号
補	助		年	度					
補	助対	象	の区	分					
交	付	決	定	額					
補具	助対象	経	費精算	算額					
交	付	確	定	額					

船橋市長 あて

施 設 名 所 在 地 代表者氏名

船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日に交付決定を受けた地方裁量型認定こども園運営費補助金について、下記のとおり報告します。

記

交付確定額

円

確定申告により確定した地方裁量型認定こども園運営費補助金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額 円